OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	近代日本における勧解・調停　一紛争解決手続の歴史と機能一
Author(s)	林, 真貴子
Citation	大阪大学, 2023, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/95929
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　林　真貴子　）	
論文題名	近代日本における勧解・調停―紛争解決手続の歴史と機能―

論文内容の要旨

１：研究視角と方法

本論文は、近代日本の裁判所における判決手続以外の紛争解決手続（勧解・調停）の歴史とその機能を明らかにするものである。本研究を始める契機となった問題関心は、川島武宜『日本人の法意識』等において、日本には裁判忌避・調停選好の傾向があるとされてきたが、そのような見方は実証できるものなのだろうか、というものであった。裁判所で裁判官が和解を試みる勧解制度（1875-1890）は、近代法典が施行される1891（明治24）年に廃止となり、その後1922（大正11）年に借地借家調停制度が導入されるまで、実に30年にわたり日本の裁判所には調停に相当する手続が設けられなかったが、その理由は明らかにされていなかった。そこで本論文は、なぜ勧解制度が導入されたのか（第1章）、それは具体的にはどのような手続・制度設計になっていて（第2章・第3章）、同時代の他の手続と比較した場合に勧解はどのように評価できるのか（第5章・第6章）、そして勧解はなぜ消滅したのか（第4章）ということについて、さらに、大正期の借地借家調停制度導入の経緯（第7章）と昭和戦前期の金銭債務臨時調停の態様（第8章）について論じた。これらを通じて、日本の司法省・裁判所は、明治前期の社会的混乱の時代には勧解によってできるだけ多くの紛争を解決しようとし、また、1930年代には金銭債務臨時調停法を導入して積極的な紛争解決を試みる一方、他方で1890年代から1920年代までの司法省は、裁判所に判決手続以外の紛争解決手続を導入することに一貫して抑制的であったことを明らかにした。

本論文は、文書史料を収集・分析した記述型の研究であり、司法統計を（統計分析の手法ではなく）文書史料として分析したこと、国際日本文化研究センター所蔵の民事判決原本データベースの史料を手続の観点から整理して分析したこと、また、比較の軸を海外に求めるのではなく、日本の中の前後の時代や同時代の他の手続（具体的には判決手続、督促手続など）においたことなどが特徴といえる。

２：章ごとの概要

「第１章　勧解制度の導入」では、勧解制度が1873（明治6）年から1875年にかけて東京裁判所を中心に裁判所取扱事件数の激増に対処する目的で松岡康毅などによりまずは東京裁判所に導入され全国で施行されたこと、その担い手は判事・判事補であり、1884（明治17）年以降は地方名望家を出仕として雇入れる場合もあったものの、いずれにしても裁判所で官吏が法律に拘泥せず実情に即した紛争解決を行っていたことなどを明らかにした。

「第2章　勧解制度の施行―紛争解決制度形成過程における勧解前置の役割－」では、勧解の実態について、勧解の新受件数と終局件数（調、不調、願下の割合）および同時期の裁判の新受件数と終局件数（取下、和解、判決等の割合）の比較分析を行い、1883（明治16）年末まではフランスのconciliationと異なり日本の勧解は強制前置主義での運用にはなっていなかったこと、特に、終局区分に着目することによって、勧解の導入により裁判の終局分が和解（熟議解訟）から判決へと変化していったことを明らかにした。勧解には、不平士族の反乱から西南戦争・急激なデフレなど社会的経済的に不安定な時期に、雑多な争い事をできるだけ多く受理し素早く解決するとともに、重要な法的紛争を選別する役割があったといえよう。

「第3章　勧解制度選好の理由」は、勧解における「調」と「不調」の意味を考察した。勧解によって両当事者が和解に至ることを「調」というのはなぜか、勧解は互譲による調和や和睦を目指したのではなく、調停の形を取った債権回収制度という側面が強く、全事件数の9割が金銭関係事件である勧解の場において、貸金弁済の完了（一部弁済と残債権の放棄）により紛争状態を最終的に解消することを目指した制度であったことを論じた。

「第4章　勧解制度廃止の理由」では、1890（明治23）年公布の民事訴訟法制定過程において、勧解の規定が民事訴訟法典から削除されたのは裁判と勧解との峻別をつけるべきところ、勧解の規定を残すと裁判官が勧解を多用してしまう恐れがあるので良くないという理由であったこと、上程される予定であった単行法案（勧解委員規則）はプロイセン法の制度継受であったが、公選された名望家による裁判所外での紛争解決制度であること等が問題視されて制定されなかったことを明らかにした。

「第5章　勧解から督促への変化」では、勧解における紛争解決が、全財産に対する強制執行である身代限を用いていたが、勧解の場では身代限を実行せずに当事者が身代限に同意していた旨を書き添えて不調にするように実務が変わっていったこと、また、勧解の持っていた債権回収機構的な一面が督促手続に引き継がれていったという見通しを示した。

「第6章　勧解と裁判の比較──明治前期の「雇人」事件を中心に──」では、勧解と西洋近代の裁判（判決手続）とを比較し、判決書の中には個別労働紛争において人身保護・人権保障が明言されていたことを明らかにするとともに、勧解にはそのような社会的機能は見受けられないことを論じた。

「第7章　借地借家調停制度成立に至る経緯」では、1911（明治44）年及び1912（明治45＝大正元）年の勧解法案提出とそこでの議論から、調停制度が必要とされていた社会的状況を概観し、1910年代後半のアメリカ法の影響を論じるとともに、日本の司法省官僚及び裁判所は借地借家調停制度の導入に積極的ではなく、1922年の借地借家調停法も施行地域が限定されており、六大都市圏を除くと全国的に施行されるのは1930年代後半の戦時期であったことなどを明らかにした。

「第8章　1930年代の金銭債務臨時調停の特徴」では、1930年代は金銭債務臨時調停法を中心に調停が多用された時代であり、この時期の紛争解決には大蔵省などの国家行政機関・郡県および基礎自治体や負債整理組合が深く関与していたこと、同時期の裁判と調停との事件数や終局区分の比較を行なうことにより、「調停に代わる裁判」の条項は戦前には積極的に用いられていなかったことなどを明らかにした。

３：本論文の結論と残された課題

本論文は勧解についての実態解明に重きをおいた論文であり、これまでの研究では勧解と江戸時代の内済とが連続するものと考えられてきたが、本論文はその実態を明らかにすることを通じて、勧解はむしろ切金手続などを含めた奉行所の裁判との連続性を有するのではないかとの観方に至った。勧解はその当時の人々が慣れ親しんでいた江戸時代の紛争解決方法を引き継いだ点が多々あり、それらを制度化したことにより、大量の紛争処理を担うことができた。日本の司法省・裁判所は、社会経済的に混乱した時代には調停的手法をも用いてできるだけ多くの紛争を迅速に解決しようとしたが、法典編纂時から1910年代において司法省は、裁判所に判決手続以外の紛争解決手続を導入することに一貫して抑制的であったことを明らかにした。こうした点をも踏まえて、本論文は明治期に入って導入しようとした判決中心の西洋型裁判を「オモテ」とし、勧解を「ウラ」としたが、「ウラ」は社会の中で定着した実体のある紛争解決制度という意味であり、紛争処理の量的な割合からみると勧解が中心なのであるから、その意味で「オモテ」であったと言い得るのであり、両者一体となって近代的裁判制度の導入が可能となったとした。

残された課題は、さらなる史料の発掘によって大正期・昭和戦前期の調停制度の実態解明を進めること、地域毎の差異をより長いタイムスパンで明らかにすることである。個別具体的な歴史事実を明らかにすることを通じて、歴史研究として、法文化の全体像にせまり、諸外国の制度との比較を行う基盤をつくることができると考えている。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　林　真　貴　子　）			
論文審査担当者		（職）	氏　名
	主 査	教 授	三　阪　佳　弘
	副 査	教 授	林　　智　良
	副 査	教 授	的　場　かおり

論文審査の結果の要旨

審査対象である『近代日本における勧解・調停―紛争解決手続の歴史と機能―』は、①先行研究の整理に基づく研究視角を提示する「序章」、②1875（明治8）年に勧解制度がなぜ導入され、実際にはどのように運用され、1890年の民事訴訟法制定とともになぜ消滅したのかを分析する「第1～6章」、③1910～30年代における調停制度の立案・制度化過程を分析する「第7・8章」、④明治から昭和戦前期に勧解・調停制度が果たした歴史的役割を総括し、今後の研究課題を提示する「終章」、から構成されている。

明治前期の勧解制度、さらに1910～30年代に立案・制度化された調停制度（以下、論文名に即して「近代日本の勧解・調停」とする）について、古典的ともいうべき学説は、勧解を、裁判所における手続の１つという位置づけを超えて、日本の法文化の問題、すなわち、相手方との関係を修復し「和」を大切にする日本型紛争解決のあり方として、訴訟利用の低調さの原因ととらえてきた。林氏は、このとらえ方に対して、次のように批判する。第１に、裁判（判決手続）が「主」（近代性ないしは西洋型）であり、調停は「従」（前近代性ないしは日本型）とする見方、そして、第２に、国家や社会の変動から相対的に独立して影響を与え続ける「文化的要因」（本論文のテーマに関しては「和」の尊重、裁判を通じての権利主張の忌避といったもの）の存在が前提とされていること、を批判する。そのため、古典学説では、近代日本の勧解・調停に、その前後の時代の制度との連続性（本論文では、近世の「内済」から近代の勧解・調停を通じる持続的な文化的要因）が見出され、西洋諸国の裁判（判決手続）を中心にした紛争解決制度との異質性が、安易に導出されてきたのではないか、と指摘する。

その後の研究には、明治前期の勧解について、権利主張を抑制する役割と効果が政府によって期待され、その利用が強制されたと指摘するもの、あるいは、明治10年代の松方デフレ政策下の負債処理においては、裁判手続よりも大きな役割を果たし、それはフランスの勧解制度とも異なっていたと指摘するものがある。しかしながら、林氏によれば、それらの研究は、近世的な内済を引き継ぎながら、裁判（判決手続）を通じての権利主張を忌避、ないしはその抑圧が志向され続けた（文化的要因の持続）という、古典学説の見方を必ずしも否定するものではなかったとされる。また1910～30年代の調停制度についても、従来内済や勧解と通底する文化的要因を見る向きがあったが、そうした見方に対しては、当時の立法者や同時代の人々の調停に対する見方の中には、「日本古来の制度」と見るような観点は見られなかったとして、疑問が提示される。そして、古典学説及びその後の研究は、「従」としての勧解・調停（前近代性あるいは日本型）を制度化させた「文化的要因」の持続性を指摘しながらも、それが1890年民事訴訟法制定施行によりなぜ廃止されてしまったのか、なぜその後30年間勧解類似の調停制度が設けられない時期が生じたのか、という疑問には、実証的に答えていないことを林氏は指摘する。

そこで林氏は、裁判（判決手続）を主とし、持続的な「文化的要因」を強調する古典学説による「近世との連続、西洋との断絶」という面を、明治前期ないしは1910～30年代という時期に固有の、一定の政策的意図を持って存在し得た制度構造として、いわば共時的にとらえるために、「ウラ・オモテ」、すなわち、近世的要素の強い法制度（連続面）としての「ウラ」と、西洋由来の法制度（断絶面）としての「オモテ」とが同時に存在し、両者相まって、近代日本の西洋近代法システムの運用を支えてきた、ととらえるべきだと提起する。

このような視角に基づく本論文は、以下の３つの点において、学界に大きく貢献したと考えられる。

第１に、本論文は、太政官法令・法典編纂に関わる様々な立法資料、制度の運用に関わる新聞・伝記・聞き書等の史資料を渉猟し、そして、これまで有効なアプローチの方法が見出されず、必ずしも活用されてこなかった、国際日本文化研究センター所蔵の膨大な民事判決原本データベース史料、アクセスが依然として困難な状況にある、判決以外の各裁判所が保存する裁判関係資料、「司法省民事統計年報」に基づいて整理された詳細な数値データ、これらを用いて、近代日本の勧解・調停制度の「実像」を実証的かつ緻密に明らかにし、同時に、今後の近代日本の勧解・調停研究の出発点として、学界が共有できる基礎データを提供した。

第２に、これまで十分活用されてこなかった上述裁判関係史資料と司法統計データを用いた実証分析を具体的な形で示すことによって、これらを用いた新たな研究を開拓する可能性を学界に提示したことである。

第３に、これまでは、推測に留まっていた主要な論点について、新しい知見の提示に成功したことである。すなわち、①義務的勧解前置主義的運用が、いつから・なぜ採用されたのか、②裁判（判決手続）があるにもかかわらず、なぜ・どのような事件において勧解が選好されたのか、③膨大な数の事件を処理しえた勧解制度が、なぜ廃止されたのか、④1910～30年代に立案・制度化された調停制度においても、紛争の争訟化・裁判（判決手続）利用を忌避・抑制するような制度的意図あるいは運用が存在したのか、といった論点である。

①について、義務的勧解前置の開始が1881年末であることを実証的に明らかにすることによって、1875年の勧解制度導入当初からすべての紛争が事実上勧解前置によって扱われてきたという従来の説明が修正された。と同時に、義務的勧解前置以降、裁判（判決手続）の終局区分において「熟議解訟（裁判上の和解による解訟）」が減少し、「判決」が出される事件が増加していくという傾向を司法統計から見出し、裁判で「熟議解訟」となるような事件は、前置された勧解において解決が図られるようになっていくことが指摘された。こうした傾向は、法的紛争として判決手続によって判断されるべき事件と、勧解において当事者の「実情に基づく紛争解決」が図られる事件との区分が進行したことを意味したとされる。そして、法学的素養を有することを試験によって確認された者が裁判官に登用され、そうした裁判官は裁判のみを担当し、勧解を扱うべきではないとする議論を生み出し（後述③参照）、最終的には、勧解制度廃止を促す契機となったとされる。

②について、当時の判決の詳細な分析により、これまでの研究では解明されてこなかった、勧解が選好された事件類型が明らかにされた。第１に金銭貸借事件であり、債務名義を迅速に確定しつつも、勧解は、話し合いを通じて債務者の「実情」をふまえた債権回収を可能にする役割を果たした。法典編纂過程で債権保護・回収の迅速化を優先する方向が確立すると、上記のような解決を行う勧解の必要性を失わせることとなった。第２に、かつて村共同体関与のもとで処理されていた紛争類型（本論文では、村規制の下にあった耕地に関わる地所質入紛争が典型例として検討される）であり、勧解による「実情に基づく紛争解決」が目指された。第３に、新時代にふさわしい新しい自由と権利を求めて裁判所に訴える様々な事件である。しかし、第２の事件に対しては西洋法継受のもとで旧慣を尊重する必要性の後退が、第３の事件に対しては政府の抑制的姿勢が、勧解存置の理由を弱めていった。

③について、②の事件を勧解で扱う必要性が弱まると、勧解制度そのものが再検討されることとなった。そして、①で述べたように、裁判（判決手続）による事件と勧解による事件との区別が明確となればなるほど、また専門的法知識を有する裁判官によって裁判が担われることが制度的に確立していけば、勧解のような「実情に基づく紛争解決」を裁判官に行わせるべきなのか、あるいは地方の名望家から「勧解委員」を選出して勧解を行わせるべきなのか、が議論となった。最終的には、紛争が裁判所に提起されるという点では勧解も裁判も大差はなく、そうである以上、勧解も裁判の一種、勧解委員も裁判官の一種であり、それを公選された「人民」が担うことは認められないという意見により、勧解制度が1890年民事訴訟法に規定されることなく消滅することとなった。

④について、1922年の借地借家調停制度は、その導入時の議論を詳細に分析すると、その事件対象も施行地域も限定されていたことが明らかとなり、「オモテ」である裁判（判決手続）を補う「ウラ」の制度としての位置づけがなされていたとされる。また1930年代の金銭債務臨時調停制度の運用の実情を検討する中で、同制度もまた、紛争が裁判で争訟化することを忌避するために導入されたわけではなく、訴訟とならないで燻っている紛争を表面化し、当時の経済状況の中で苦しむ債務者を保護するという政策目的を持って導入されたことが明らかにされた。

以上のような意義を持つ林氏の本論文は、近代日本の勧解・調停について、これまでの研究で等閑にされてきた裁判関連史資料と統計データに基づく「実像」を実証的に明らかにし、かつ新たな知見を提供したことにおいて、本学の博士（法学）が授与されるに値するものと考えるので、ここにその旨を報告する。なお、本論文に剽窃のないことは、iThenticateの利用により確認した。